

フローナノアナライザーの所外利用につきまして

令和6年3月8日

令和5年度より国立医薬品食品衛生研究所にフローナノアナライザーNanoFCM (NanoFCM社)が導入されました。フローナノアナライザーは、従来のフローサイトメーターでは検出が困難であったナノ粒子を測定対象とし、細胞外小胞や脂質ナノ粒子等の解析において、粒子径分布や表面分子の評価が可能な装置です。本機器に関しては、令和6年4月以降、以下の通り、キングスカイフロント地区を始めとする所外の研究者の、研究目的での利用を受け付けます。

利用条件

当所の NanoFCM を初めて利用する場合は、国立医薬品食品衛生研究所・生物薬品部との共同研究として、ご利用いただきます。生物薬品部以外の研究者との共同研究として行う場合でも、加えて生物薬品部とも共同研究となります。

実際にご自身で機器の操作を希望される方は、実費で当該装置国内代理店による利用講習会を受講いただきます。この場合の受講料（消耗品代を含む）は、受講者の実費となります。また、ご自身で機器の操作を希望される方は、原則として、国立医薬品食品衛生研究所・生物薬品部（又は、他部）の客員研究員（教授や部長相当の方）又は協力研究員（准教授以下又は課長相当以下の方）にご就任いただく必要がございます。共同研究契約が必要でしたら、併せてお申し出ください（必要に応じて、当所側から依頼することもあります）。但し、論文発表や学会発表を成果とする研究目的の利用に限り、営利につながる目的での利用は、お断りを申し上げます。

なお、ご自身で機器の操作を行わない場合（国立医薬品食品衛生研究所の研究者が操作を行う場合）は、講習の受講や客員・協力研究員への就任は不要です。

連絡先

国立医薬品食品衛生研究所 生物薬品部 石井明子

Tel: 044-270-6512、E-mail: watabe@nihs.go.jp